明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（**法務**一七）　一

〔告　示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（**金融庁**三一、三二）　二

○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（**総務**二二八）

○平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（**中央選挙管理会**八）

○薬事法施行規則第十二条第一項の登録を受けた試験検査機関が試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があった旨を公示する件（**厚生労働**一七八）

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**一六八七）

○保安林の指定をする件（**同**一六八八～一六九八）

○保安林の指定を解除する件（**同**一六九九～一七一二）　四

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の規定に基づく水域として指定する件（**国土交通**五一七）

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**五一八、五一九）

○砂防法第二条の土地を解除する件（**同**五二〇、五二一）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（**同**五二二）

○道路に関する件（**東北地方整備局**一四五）

○都市計画に関する件（**関東地方整備局**二六八）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**同**二六九、二七〇）

○道路に関する件（**北海道開発局**六六、六七）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の名称等を変更した件（**同**六八）　八

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

外務省　文部科学省　農林水産省　防衛省　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十五年度獣医師国家試験予備試験（公告）（農林水産省）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一五

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、公示送達、職員の免職処分関係　一七

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二

会社その他　二三

省　令

○法務省令第十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十九条及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十三日

法務大臣　谷垣　禎一

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の三の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第一項中「規則」を「省令」に改め、同項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　法第十九条の十六又は第十九条の十七の規定による届出

第六十一条の三第二項を次のように改める。

2　電子情報処理組織を使用して前項各号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ法務大臣に届け出なければならない。

一　前項第一号に掲げる申請等を行おうとするもの　氏名、生年月日、性別及び国籍・地域（機関にあつては、名称及び所在地）

二　前項第二号から第六号までに掲げる申請等を行おうとする者　氏名及び住所（法人にあつては、その名称並びに申請等の事務を取り扱おうとする事務所の所在地及び責任者の氏名）

第六十一条の三第三項中「第一項の」を「第一項各号に掲げる」に、「者」を「もの」に、「規則」を「省令」に、「通報若しくは報告」を「報告、通報若しくは届出」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年六月二十四日から施行する。